

旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱

制定 平成24年2月10日 区長決定 要綱第19号

改正 平成27年3月3日 要綱第144号

改正 令和3年5月25日 要綱第148号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区景観計画（平成22年12月10日告示第435号）における旧東海道品川宿地区（以下「重点地区」という。）において旧東海道にふさわしい街なみ形成を促進するために行う旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業)

第2条 区長は、別表1に掲げる修景に関する事業（前面道路からの高さ1.3m以下の部分に限る。）で、街なみ景観が向上すると認められるもの（以下「事業」という。）に係る経費の一部として、補助金を交付する。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、重点地区内の建築物等のうち主要な道路（旧東海道、北馬場通り、南馬場通り、ジュネーブ平和通り）および公園等の公開された場所から眺望できるものならびに石畳整備された路線に面するものの所有者とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「制度要綱」という。）第8に規定する社会資本総合整備計画に基づいて行われる事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、別表2に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に3分の2を乗じた額（1千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

2 補助金の交付は1の建築物等につき200万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があった場合において、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による決定に際して、必要な条件を付することができる。

(事業の内容変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、事業の内容を著しく変更し、または事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（第3号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、変更することを適当と認めるときはこれを承認し、変更等承認決定通知書（第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第9条 補助対象者は、事業が予定の期間内に完了しないときまたは事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を区長に報告し、指示を受けなければならない。

(非常災害の場合の処置)

第10条 区長は、補助対象者が非常災害等により被害を受けたため事業の遂行が困難となったときは、必要に応じ、特別な措置を指示するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）または補助金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第12条 補助対象者は、前条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、その金額を消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告において補助金返還相当額が生ずる場合には、返還命令書（第7号様式）により補助対象者に返還を命じるものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 区長は、第11条の報告があった場合において、事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第8号様式）により補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に3分の2を乗じた額または交付決定した補助金の額のうち、いずれか少ない額とする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象者は、前条第1項の通知を受けた場合には、速やかに請求書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(契約の相手業者に対する処分)

第16条 前条第1号に該当する行為に関与した請負または委託契約の相手業者は、その事実が判明したときから1年間、事業の契約の相手業者となることができない。

(補助金の返還)

第17条 区長は、補助金の交付を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金および延滞金)

第18条 区長は、第15条の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

2 補助金の返還を命じた場合において、納期日までに補助金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（延滞金の計算）

第19条 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付があったときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。

（資産処分承認等）

第20条 補助対象者は、この要綱による補助を受けて取得した資産または効用の増加した資産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、取得財産等を事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

2 補助対象者は、事業の終了後5年間、取得財産等のうち取得価格または効用の増加した部分の価格が50万円以上のものを補助金交付の目的に反して使用し、貸し付け、譲渡し、交換し、取り壊し、または債務の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（第10号様式）を区長に提出し、その承認を受けた場合はこの限りでない。

3 区長は、前項の承認をした場合において、補助対象者に取得財産等の処分により収入があるときは、既に交付している補助金の額を限度として、当該収入の全部または一部を納付させることができる。

（補助金の経理等）

第21条 補助対象者は、事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類および事業の内容等を示した資料を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 前項の補助対象者は、区長が事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

（適用）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付、返還等の取扱いについては制度要綱および品川区補助金等交付規則（昭和39年4月1日規則第4号）の規定を適用する。

（委任）

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

1 この要綱は、社会資本整備総合交付金の交付決定日（平成24年4月6日）の翌日から適

用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

項 目		修 景 基 準
建築物の 外観修景	屋根	切妻、入母屋等の和風傾斜屋根とし、黒、灰色または茶色系の日本瓦とする。
	庇	<ul style="list-style-type: none">・ 壁面からの出幅は0.5m程度とする。・ 庇の下端の高さは地盤面から2.5m以上とする。・ 庇の屋根は勾配をつけ、材質は、日本瓦またはそれに準じるものとする。・ 色彩は、黒、灰色または茶色系とする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none">・ 漆喰、板壁、土壁等の自然素材や銅板等の歴史的な街並みを喚起する素材を活用したものまたはこれらをイメージする吹き付け材とし、色彩は自然素材の色を基調としたものとする。
	開口部	<ul style="list-style-type: none">・ 窓は引き違い窓、出入口は和風の引き戸とし、色彩は黒または茶系の色とする。・ 窓等には必要に応じて木製または木風の格子等を設ける。
外構等の 修景	建築設備、 屋外階段	<ul style="list-style-type: none">・ 木格子や格子イメージの部材による目隠し等により、周辺建築物と調和し、目立たないようにする。
	垣、柵、 塀、門など	<ul style="list-style-type: none">・ 品川宿らしさを演出する和風の意匠と素材によるものとする。・ 通りに面する駐車場を和風の意匠と素材の塀や門などにより目隠しをする。
屋外広告 物の修景	看板	<ul style="list-style-type: none">・ 木製看板や和風の看板とする。
	袖看板	<ul style="list-style-type: none">・ 木製看板や和風の看板とする。
その他の 修景	のれん	<ul style="list-style-type: none">・ 「品川区景観計画の運用指針〈旧東海道品川宿地区〉」に示す推奨色を用いた和風の意匠とする。・ 街並みに調和し、かつ、耐久性のある素材とする。・ 季節によって異なる色彩やデザインのものを用いるようにする。
	行燈、ぼ んぼり	<ul style="list-style-type: none">・ かつての宿場町の街並みイメージを喚起する和風の意匠とする。

別表 2 (第 4 条関係)

項 目	補 助 対 象 経 費
建築物の外観修景費	建築物の新築、増築、改築、大規模な修繕または大規模な模様替えに係る工事費および設計費のうち、別表第 1 に掲げる外観修景に係る経費
外構等の修景	建築物の屋外に露出して道路等から見える屋外階段、給排水設備、空調設備、垣、柵等に係る費用のうち、別表第 1 に掲げる外観修景に係る経費
屋外広告物の修景	看板や袖看板などの整備に要する費用のうち、別表第 1 に掲げる外観修景に係る経費
その他の修景	のれん、行燈、ぼんぼりなど、品川宿らしい街並みを形成するための整備に要する費用のうち、別表第 1 に掲げる外観修景に係る経費

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所
氏 名

補助金交付申請書

下記の事業について、旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を申請します。

記

補助金の名称	旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金	
補助金申請額	円	
補助対象経費	（円）	
消費税仕入控除税額の取扱い （いずれかに○をつけること） 注）エの場合には積算資料を添付すること	ア	消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費から除外している。
	イ	課税事業者でない又は簡易課税事業者となっているので、補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額を含めている。
	ウ	消費税仕入控除税額が確定していないので、補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額を含めている。
	エ	消費税仕入控除税額が確定しているため、補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額の全部又は一部を除外している。
	オ	その他（ ）
建物等種別	家屋・倉庫・車庫・門・塀・生垣・その他（ ）	
整備内容	新築・増築・改築・修繕・模様替え	
事業実施場所		
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
施工業者名		
添付書類	<input type="checkbox"/> 工事見積書（全体）写し <input type="checkbox"/> 補助対象経費内訳書 <input type="checkbox"/> 補助対象数量計算書 <input type="checkbox"/> 整備改善内容のわかる図面（A3サイズ）等 {配置図・平面図・立面図（4面）・外部仕上表（材質・色彩）・カタログ（カラーコピー）} <input type="checkbox"/> 納税証明書（滞納のない証明）	

番 号
年 月 日

申請者 住 所
氏 名

品川区長



補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金の種別 旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金
- 2 対象事業項目 _____
- 3 交付決定額 _____ 円

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所
氏 名

変更等承認申請書

年 月 日付番 号で交付決定の通知を受けた事業について、下記のとおり内容を 変更・中止 したいので、旧東海道品川宿地区街なみ環境整備助成事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

変更内容及び理由	
補助金変更申請額	円
補助対象変更経費	(円)
消費税込入控除税額の取扱い (いずれかに○をつけること) 注) エの場合には積算資料を添付すること	ア 消費税及び地方消費税相当額を補助対象変更経費から除外している。
	イ 課税事業者でない又は簡易課税事業者となっているので、補助対象変更経費に消費税及び地方消費税相当額を含めている。
	ウ 消費税仕入控除税額が確定していないので、補助対象変更経費に消費税及び地方消費税相当額を含めている。
	エ 消費税仕入控除税額が確定しているため、補助対象変更経費から消費税及び地方消費税相当額の全部又は一部を除外している。
	オ その他 ()
建 物 等 種 別	家屋・倉庫・車庫・門・塀・生垣・その他 ()
整 備 内 容	新築・増築・改築・修繕・模様替え
事業実施場所	
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施 工 業 者 名	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 工事見積書（全体）写し <input type="checkbox"/> 補助対象変更経費内訳書 <input type="checkbox"/> 補助対象数量変更計算書 <input type="checkbox"/> 整備改善内容のわかる図面（A3サイズ）等 {配置図・平面図・立面図（4面）・外部仕上表（材質・色彩）・カタログ（カラーコピー）}

番 号

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

品川区長



変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった事業の変更等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金の種別 旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金
- 2 対象事業項目 変更・中止 を承認する。
- 3 変更後の交付決定額 _____円

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所
氏 名

実績報告書

年 月 日付番 号で交付決定の通知を受けた下記の事業については、
事業が完了したので、旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱第
11条の規定により報告します。

記

補助金の名称	旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金	
補助金の交付決定通知額	円	
事業の経費精算額	(円)	
消費税仕入控除税額の取扱い (いずれかに○をつけること) 注) エの場合には積算資料を添付すること	ア	消費税及び地方消費税相当額を事業等の経費精算額から除外している。
	イ	課税事業者でない又は簡易課税事業者となっているので、事業等の経費精算額に消費税及び地方消費税相当額を含めている。
	ウ	消費税仕入控除税額が確定していないので、事業等の経費精算額に消費税及び地方消費税相当額を含めている。
	エ	消費税仕入控除税額が確定しているため、事業等の経費精算額から消費税及び地方消費税相当額の全部又は一部を除外している。
	オ	その他 ()
建物等種別	家屋・倉庫・車庫・門・塀・生垣・その他 ()	
整備内容	新築・増築・改築・修繕・模様替え	
事業実施場所		
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
施工業者名		
添付書類	<input type="checkbox"/> 契約書（写し） <input type="checkbox"/> 領収書（写し） <input type="checkbox"/> 補助対象経費内訳書 <input type="checkbox"/> 補助対象数量計算書 <input type="checkbox"/> 整備改善内容のわかる図面（A3サイズ）等 {配置図・平面図・立面図（4面）・外部仕上表（材質・色彩）・カタログ（カラーコピー）} <input type="checkbox"/> 確認申請が必要な場合 {検査済証（写）又は建築確認通知書（写）}	

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所
氏 名

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付番 号で交付決定の通知を受けた補助金について、旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の名称 旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金

2. 内容

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助金の確定額	円
消費税の申告等により確定した消費税仕入控除税額	円
補助金返還相当額	円

(注) 消費税仕入控除税額に係る参考資料を添付すること。

番 号
年 月 日

補助対象者 住 所
氏 名

品川区長



返還命令書

旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

返還すべき金額	円		
返 還 期 限			
返還を命ずる理由			
返 還 方 法			
補 助 年 度	年度	補助金の名称	旧東海道品川宿地区街 なみ整備助成事業補助 金
事業の名称	旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業		
補助金等の交付決定通知額	円		
補助金の既交付額	年	月	日交付 円
	年	月	日交付 円
	年	月	日交付 円
	計		
補助金の交付確定額	円		

番 号
年 月 日

補助対象者 住 所
氏 名

品川区長



補助金額確定通知書

年 月 日付番 号で交付決定した補助金について、提出された実績報告書を審査した結果、事業の成果が当該補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金の種別 旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金

2 補助金確定額

(1) 交付決定額 _____ 円

(2) 確定額 _____ 円

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所
氏 名.....(印)

請 求 書

年 月 日付番 号で確定額の通知があった補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の種別 旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金

2 請求額 _____ 円

品川区長 あて

申請者 住 所
氏 名

財産処分承認申請書

旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金により取得した取得財産等の処分について、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る事業の名称
旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業
- 2 処分予定の取得財産等の品目および取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）および時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由